

## お問い合わせ先など

### ● 受動喫煙対策に係るコールセンター（厚生労働省設置）

電話番号 **0120-251-262**（受付時間 9:30~18:15（土日・祝日は除く））

- ・受動喫煙対策に関するご質問・ご意見等を承るコールセンターです。
- ・主に健康増進法の一部を改正する法律に関するご質問・ご意見等を受け付けています。

### ● 受動喫煙防止対策に関する各種支援事業

受動喫煙対策を行う際の支援策として、各種喫煙室の設置等にかかる財政・税制上の制度が整備されています。また、喫煙室の設置等に関する相談支援も行っています。



### ● 岡山県内の施設に係る相談

健康増進法に係るお問い合わせ先は、下記のとおりです。

なお、岡山県受動喫煙防止条例に係るお問い合わせは、県保健所・支所または岡山県健康推進課にお願いします。

施設の所在地	お問い合わせ先	
岡山市	岡山市保健所	〒700-8546 岡山市北区鹿田町1-1-1 TEL: 086 (803) 1263 FAX: 086 (803) 1758
倉敷市	倉敷市保健所	〒710-0834 倉敷市笹沖170 TEL: 086 (434) 9820 FAX: 086 (434) 9805
玉野市、瀬戸内市、吉備中央町	備前保健所	〒703-8278 岡山市中区古京町1-1-17 TEL: 086 (272) 3950 FAX: 086 (271) 0317
備前市、赤磐市、和気町	備前保健所 東備支所	〒709-0492 和気郡和気町和気487-2 TEL: 0869 (92) 5179 FAX: 0869 (92) 0100
総社市、早島町	備中保健所	〒710-8530 倉敷市羽島1083 TEL: 086 (434) 7025 FAX: 086 (425) 1941
笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町	備中保健所 井笠支所	〒714-8502 笠岡市六番町2-5 TEL: 0865 (69) 1673 FAX: 0865 (63) 5750
高梁市	備北保健所	〒716-8585 高梁市落合町近似286-1 TEL: 0866 (21) 2835 FAX: 0866 (22) 8098
新見市	備北保健所 新見支所	〒718-8550 新見市高尾2400 TEL: 0867 (72) 5691 FAX: 0867 (72) 8537
真庭市、新庄村	真庭保健所	〒717-8501 真庭市勝山591 TEL: 0867 (44) 2991 FAX: 0867 (44) 2917
津山市、鏡野町、久米南町、美咲町	美作保健所	〒708-0051 津山市椿高下114 TEL: 0868 (23) 0148 FAX: 0868 (23) 6129
美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村	美作保健所 勝英支所	〒707-8585 美作市入田291-2 TEL: 0868 (73) 4055 FAX: 0868 (72) 3731
-	岡山県健康推進課	〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 TEL: 086 (226) 7328 FAX: 086 (225) 7283

## 事業者(第二種施設)のみなさまへ

# 2人以上の人が利用する すべての施設は、 原則屋内禁煙です



(2020. 4. 1~)



2020年4月、健康増進法の一部を改正する法律が全面施行されました。改正法は、望まない受動喫煙の防止を図るため、施設における喫煙のルールなどを定めています。

また、岡山県では、望まない受動喫煙の防止に関する取組を総合的かつ効果的に推進し、県民が生涯を通じて健康な生活を送ることができる社会の実現に寄与することを目的とした「岡山県受動喫煙防止条例」を制定しています。

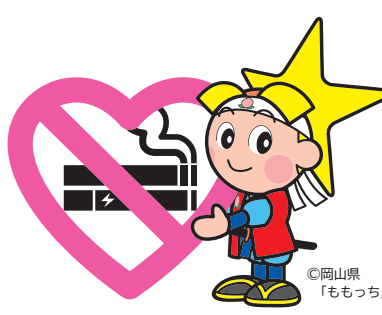
### 「第二種施設」とは

「第一種施設」「喫煙目的施設」以外の**すべての施設が該当します**。  
事務所、事業所、工場、宿泊施設、飲食店、小売店など、多くの施設が「第二種施設」です。

施設の類型	該当する施設
第一種施設	学校、病院、児童福祉施設、行政機関の庁舎など
喫煙目的施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公衆喫煙所（屋内全部を専ら喫煙場所とするもの）</li> <li>・喫煙を主たる目的とするバー、スナック（たばこの販売許可などの条件あり）</li> <li>・店内で喫煙可能なたばこ販売店</li> </ul>

# 健康増進法(改正法)の概要

## 1. 施設分類と原則

施設の類型	該当する施設	原則 (例外的に設置できる喫煙場所)
第一種施設	学校、病院、児童福祉施設 行政機関の庁舎 など	<b>原則 敷地内禁煙</b> (屋外で、必要な措置がとられた場所には喫煙場所の設置可)
第二種施設	第一種施設・喫煙目的施設 以外の施設  事業所、工場、小売店、 飲食店、宿泊施設 など	<b>原則 屋内禁煙</b> (法定の基準を満たす喫煙室は 屋内に設置可)
既存特定 飲食提供 施設	次の要件をすべて満たす飲食店 ・2020.4.1時点で営業している ・個人又は資本金5千万円以下の会社が経営 ・客席面積100㎡以下	
喫煙目的施設	・公衆喫煙所 (屋内全部を専ら喫煙場所とするもの) ・喫煙を主目的とするバー、スナック (たばこの販売許可などの条件あり) ・店内で喫煙可能なたばこ販売店	

## 2. 第二種施設の屋内に例外的に設置できる喫煙室

喫煙室の種類	設置できる施設		喫煙できる たばこ	飲食など喫煙 以外のことを 行うこと	設置できる場所
	第二種施設	既存特定 飲食提供施設			
喫煙専用室	○	○	制限なし	×	屋内の一部
指定たばこ 専用喫煙室	○	○	加熱式たばこ のみ	○	屋内の一部
喫煙可能室	×	○	制限なし	○	<b>屋内の全部 または一部</b>

### 岡山県受動喫煙防止条例

健康増進法では、特例により、既存特定飲食提供施設の屋内の全部または一部を喫煙可能室とすることが認められています。

しかし、既存特定飲食提供施設の屋内全部が喫煙可となると、従業員が受動喫煙にさらされるおそれがあることから、岡山県受動喫煙防止条例では、従業員を雇用する店に対し、屋内全部を喫煙可能室としない(喫煙可能室を設置する場合は、店内の一部とする)努力義務を定めています。

(2020.10.1~施行)

**従業員を雇用している場合、屋内の全部を喫煙可能室としないよう努めてください。**

## 3. 喫煙室の基準(たばこの煙の流出を防止するための技術的基準)

- i 出入口において室外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上であること
- ii たばこの煙(蒸気を含む。以下同じ。)が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること
- iii たばこの煙が屋外又は外部に排気されていること

- ※1 施設内が複数階に分かれている場合においては、上記基準に代えて、壁、天井等で区画した上で、喫煙階と禁煙階を分ける取扱いも可能とする
- ※2 改正法附則第2条第2項に規定する既存特定飲食提供施設(改正法の施行の際、現に存在している飲食店等をいう。以下同じ。)においては、店舗内の全体の場所を喫煙可能室とする場合の技術的基準は、壁、天井等によって区画されていることとする
- ※3 施行時に既に存在している建築物等であって、管理権原者の責めに帰することができない事由によって上記基準を満たすことが困難な場合にあつては、たばこの流出防止にかかる技術的基準について一定の経過措置を設ける(法定の要件を満たす機能を有した脱煙機能付き喫煙ブースの設置可)

## 4. その他の義務等(第二種施設)

### ■ 20歳未満の者の立入禁止

20歳未満の者を喫煙エリアに立ち入らせてはいけません。(客・従業員とも)

よって、既存特定飲食提供施設が屋内の全部を喫煙可能室とした場合は、20歳未満の者を店内に立ち入らせてはいけません。

施設全体が喫煙可能室である既存特定飲食提供施設



### ■ 標識の掲示

屋内に喫煙室を設ける場合、「施設の主たる出入口」と「喫煙室の出入口」それぞれに標識を掲示しなければいけません。(禁煙の場合は掲示義務はありません。)

標識データは厚生労働省ホームページからダウンロードできますが、必要事項が記載されていれば独自に作成した標識も使用可能です。

- 厚生労働省ホームページ：<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/sign/>

### ■ 広告または宣伝

「指定たばこ専用喫煙室」「喫煙可能室」を設置した施設の営業について広告または宣伝をするときは、喫煙室設置施設である旨を明らかにしなければいけません。

### ■ 書類の保存(「喫煙可能室」を設置した既存特定飲食提供施設のみ)

既存特定飲食提供施設である証明書類として、次の書類を備え、保存しなければいけません。

- ① 喫煙可能室設置施設の客席部分の床面積に係る資料
- ② 資本金の額又は出資の総額に係る資料(会社経営の場合)

### ■ 喫煙可能室設置施設の届出(「喫煙可能室」を設置した既存特定飲食提供施設のみ)

「喫煙可能室」を設置した場合、保健所への届出を行うものとされています。

Q. 屋外なら喫煙場所を設けるのは自由でしょ?

A. **いいえ。喫煙場所を設ける場合の配慮義務があります。**

喫煙場所を設ける場合、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければいけません。

第二種施設の屋外でも、喫煙場所を設ける場合は注意が必要です。

例えば、出入口付近や通行量の多い場所を避けることが考えられます。

### 喫煙する際の配慮義務について

喫煙(加熱式たばこも含む)する際には、望まない受動喫煙を生じさせることがないように、周囲の状況に配慮しなければいけません。

呼吸器疾患の患者さんなど、たばこの煙に大変弱い方もいらっしゃいます。

喫煙する際は、周囲への配慮をお願いします。